

福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】

1 目的

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者には3年間の助成を行う。

2 概要

福祉・介護職員の更なる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員人件費比率に応じた交付率による。

3 交付方法

① 実施方法：障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の積増し

② 実施主体：都道府県

③ 補助割合：定額（10／10）

④ 交付対象：以下の要件を全て満たす事業者

（ア）各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

（イ）22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとする。

⑤ 交付額：報酬総額 × 福祉・介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める交付率

※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

4 事業規模

合計 約1,070億円（福祉・介護職員（常勤換算）一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額）

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施を予定し、2.5年分を予算計上

事業者の新体系移行の促進【355億円】

1 目的

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

① 新体系サービスで必要となる改修及び増築等

- ・対象事業: 新体系事業で必要となる作業スペースの増築、小規模作業所を新体系の設備基準に適合するための改修 等
- ・補助単価: 1施設当たり 20,000千円以内

② 開設準備経費

- ・対象事業: 居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
- ・対象経費: 初度設備(パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等)
- ・補助単価: 1事業所 1,000千円以内

③ 就労継続支援事業者に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

- ・対象施設: 就労継続支援事業所
※効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象
- ・補助単価: 1施設当たり 100,000千円以内

④ 移行時運営安定化事業(仮称)

- ・事業内容: 旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に従前(移行前)の事業収入額を保障する。
- ・助成額: (旧体系における事業収入額) - (当該月の事業収入額) ※ 21年10月サービス分から実施予定

(2) 実施主体 ①～③ 都道府県、④ 市町村

(3) 補助割合 定額(10/10)

※具体的な算定方法など詳細については、今後、事務処理要領によりお示しする予定

3 事業規模 約355億円 ※障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積増し(実施年度:平成21年度～23年度)

移行定着支援事業（新規）

1 事業の目的

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）の事業へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費や移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が継続して利用し、定着できるように実施する経過的な施策に要する経費等を助成することにより、新体系への移行の促進及び定着を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村への委託可）

(2) 内容

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付事業に移行した場合に経過的に生じる以下の経費について、2年間に限り助成を行う。

- ① 新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇い上げや事務処理機器の購入等に要する費用。
- ② 移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が引き続き、新体系サービスを継続して利用し、定着できるようにするための経過的な施策に必要な費用。

(3) 補助単価 1事業所当たり初年度1,000千円以内、2年度目500千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他

事業の実施に際しては、実施する施策の内容・スケジュール等を添付すること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

移行等支援事業〔拡充〕

1 事業の目的

障害者自立支援法に基づくサービスへ移行できていない小規模作業所、旧デイサービス事業、旧精神障害者地域生活支援センターその他旧体系サービス事業者（以下、「小規模作業所等」という。）が、個別給付や地域活動支援センターなどへ円滑に移行できるようにするための事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（社会福祉法人等への委託可）

(2) 内容

① 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう支援する。

② 移行推進研修会開催事業

複数の小規模作業所等の経営者等に対して、経理事務（財務、会計の処理等）、法人格の取得のための支援などを図るための研修会を継続的に実施する。

③ 移行定着支援コンサルタント派遣事業（新規）

新体系移行後に事業定着のためにコンサルタント等を派遣し支援する。

(3) 補助単価 1 都道府県あたり 16,000千円

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成18年度～23年度

5 その他

障害者自立支援法に基づくサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施すること。
また、地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、積極的に個別給付への移行を促進すること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

障害者アート特別啓発事業（新規）

1 事業の目的

国民の障害者アート作品への理解を促進するため、一般の美術作品とともに障害者の作品を鑑賞する機会が確保できるよう、美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催を支援し、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

（展覧会の企画段階からの調整等で芸術・福祉関係者の連携づくりにも繋がる。）

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事情の内容

美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催経費を助成する。

① 美術館における障害者アート作品の展覧会の開催

② ギャラリー等における一般の美術作品と障害者アート作品との展覧会の開催

(3) 補助単価 都道府県:4,000千円以内、市町村:2,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係